

## 会 則

第1条 この会は、「天竜やまゆり保護者会」といい、事務所を独立行政法人国立病院機構天竜病院に置きます。(平成 24.5)

第2条 この会は、会員がお互いに手をつなぎあい、独立行政法人国立病院機構天竜病院の運営方針に沿って、入院児(者)がしあわせになるように協力し、各々の保護者および家族との連絡を図り、友情を深め合うことを目的とします。(平成 24.5)

第3条 この会の会員は、天竜病院1・2病棟入院児(者)の保護者とします。(平成 24.5)

第4条 この会の役員は、総会において会員より選出して、互選により役職を決めます。任期は2年とし再選を妨げません。

会 長 1名 会を代表して会務を総括します。

副会長 病棟毎に1名を置く。その他必要の場合協議して決めます。  
会長を補佐し、会長不在のときは職務を代行します。

理 事 病棟班毎に1名を置く。必要ある場合協議して決めます。(平成 24.5)

出 納 会の出納を担当する責任者を置きます。必要ある場合副員を置きます(平成 24.5)

事務局 会の事務を担当する責任者を置きます。必要ある場合副員を置きます(平成 24.5)

監 査 1名 会計事務を監査します。(昭和 62.5)

第5条 この会に、会長が委嘱する若干名の顧問を置くことができます。

第6条 総会は、毎年定期的に関き、新役員を選出と決算の承認、予定行事の計画、予算案の決定並びに会則の改正等を行います。

会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができます。

役員会は、必要により何時でも開くことができます、

総会は、会員の過半数(委任欠席者含む)の出席により成立し、総会の決定は出席者全員の多数決によります。(昭和 62.5)

第7条 この会の会計は、会費・その他の収入によって賄います。

第8条 会費は、毎年度総会で決定し毎月納入します。

第9条 この会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

#### 附 則

1. この会則は、昭和45年11月15日より実施します。
2. この会の会費は、月1,500円とします。(昭和59.4.1)
3. この会の会員の親睦と施設懇談、その他連絡のため定例会を設けます。(昭和46.6)
4. 第4条の規定に関わらず、会長の任期は原則2年を超えないものとするが、再選は妨げません。会長の選出方法は別に定める処によります。(改平成12.5)
5. 新たな入院者の会費納入については、入院した月の翌月から徴収します。また、退会の場合は当月分までを徴収します。(平成12.5)
6. 患者本人の死亡については、弔慰金として5,000円を支出します。(平成12.5)
7. この会の年次出納簿の管理については、当年度分は出納責任者が管理し、前年度分以前の分(過去3年間分)はこの会で保管していき、期限切れは随時破棄する。(平成24.5)
8. 天竜病院の病棟移転に伴い、この会の名称を変更します。(平成24.5)
9. 会議参加費、旅費交通費支給(平成22.4.1)
  - ①守る会、三国交流会等の外部会議、研修会等への参加費は実費支給します。(平成24.5)
  - ②交通費および宿泊費は実費の半額、弁当代として一日当たり2,000円を支給します。自家用車利用の場合、ガソリン代を1km当たり25円、有料道路代も含めて、総額の半額を支給します。

以上